

令和6年度（2024年度）第1回

八王子市総合教育会議議事録

日 時 令和6年（2024年）5月22日（水）
場 所 議会棟4階第3・第4委員会室

第1回八王子市総合教育会議次第

1. 日 時 令和6年(2024年)5月22日(水)
2. 場 所 議会棟4階第3・第4委員会室
3. 議 題
 - (1) 「八王子市立学校における不登校児童・生徒の出席の取扱いに関するガイドライン」の策定について
 - (2) 市立小・中学校における学校外プールの活用について
 - (3) 「いじめ対応のポイントと本市の取組～いじめ防止対策推進法に基づく第三者による調査の結果及び提言から～」の策定について
 - (4) 部活動改革について

八王子市総合教育会議

構成員(6名)

八王子市長	初 宿 和 夫
八王子市教育委員会 教育長	安 間 英 潮
八王子市教育委員会 教育委員	柴 田 彩千子
八王子市教育委員会 教育委員	伊 東 哲
八王子市教育委員会 教育委員	保 坂 暁 子
八王子市教育委員会 教育委員	守 屋 香 里

説明員

総 合 経 営 部 長	真 辺 薫
財 政 部 長	宇田川 聰
子 ども 家 庭 部 長	古 川 由美子
学 校 教 育 部 長	松 土 和 広
学校教育部指導担当部長	上 野 和 広
学校教育部学校施設整備担当部長	八 木 忠 史
生涯学習スポーツ部長	平 本 博 美
生涯学習スポーツ部スポーツ担当部長	佐 藤 晴 久

事務局

総合経営部企画調整担当課長 持田 勝
学校教育部教育総務課長 長井 優治

【午後 1 時 30 分開会】

○真辺総合経営部長 ただいまから、令和 6 年度第 1 回八王子市総合教育会議を開催いたします。市長と教育長ほか、2 名以上の教育委員の出席がございますので、八王子市総合教育会議運営要綱第 3 条第 1 項の規定に基づき、本日の会議が成立することを確認しました。

○真辺総合経営部長 それでは、会議に先立ちまして市長から御挨拶をお願いします。

○初宿市長 皆様、こんにちは。お忙しい中御列席いただきありがとうございます。そして、教育委員の皆様におかれましては、日頃から八王子の子どもたちのために教育行政に御尽力いただいておりますことを厚くお礼申し上げます。八王子の子どもたちは、八王子のみならず、東京都そして日本の宝でございます。将来を担う大事な人材だと思っております。共に、子どもたちを大切に育てていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○真辺総合経営部長 ありがとうございます。続きまして、教育長お願いいたします。

○安間教育長 皆様、こんにちは。

さて、先日、本市の緑が丘小学校に台湾高雄市の鳳山小学校の子どもたちが来校し、音楽の交流会が開催されました。市長にもお忙しい中お越しいいただき、温かい挨拶をいただき、ありがとうございました。

交流自体も有意義なものでしたが、その会の前に、昨年、本市の事業で台湾高雄市を訪問した中学生が自らの意思で各中学校の生徒会に義援金を呼びかけて集めまして、かなりの金額が集まり、それを手渡しするセレモニーが行われました。考えるだけでなく行動できる子どもたちが育っていることを大変誇りに思っています。

また、義援金の取組については、生涯学習スポーツ部と学校教育部がまさに垣根を越え、共同して実施した結果、できたものだと思っています。改めて、部署同士が垣根を越えて手を取り合い、子どものため、市民のために取り組む重要性を感じたところです。子どもたちも市民ですから、市民のために良かれと思うことを、市長部局とこれからも一緒になって、どこの担当ということではなく、まさに縦割りを排除してやっていくことが大事だと思いますし、そのためにこの総合教育会議があると感じているところです。今後も協議・調整の場として、総合教育会議を通じて市長と教育委員会がより一層の連携を深め、本市の教育の更なる充実に向けて教育委員全員が一丸となって取り組んでいきたいと思っています。これからもよろしくお願いします。

○真辺総合経営部長 ありがとうございます。なお、4月1日付の人事異動により、説明員及び事務局に変更がございました。お手元に配布している名簿にて紹介は代えさせていただきます。

それでは、資料の確認をお願いします。本日の資料は、タブレットで御覧いただきます。タブレットの画面には、PDFファイルで、本日の次第を表示しております。画面上部には、内容を切り替えるタブが、左側から、「次第」、「資料1」「資料2」「資料3」「資料4」と表示されております。よろしいでしょうか。

また、本日は会議の最中に職員が会議の様子を写真撮影しますので、御了承願います。

○真辺総合経営部長 それでは本日の議題に入ります。協議・調整事項1、「『八王子市立学校における不登校児童・生徒の出席の取扱いに関するガイドライン』の策定について」です。タブレットは、資料1を御覧ください。よろしいでしょうか。

それでは、指導担当部長より説明をお願いします。

○上野指導担当部長 学校教育部指導担当部長の上野でございます。よろしくお願いいたします。私からは、「八王子市立学校における不登校児童・生徒の出席の取扱いに関するガイドライン」の策定についてお話をさせていただきます。

スライド2を御覧ください。初めに趣旨となります。不登校児童・生徒の社会的自立に向けた懸命の努力を出席として認めることについて、出席の取扱いに関するガイドラインを策定するため、協議するものです。

スライド3を御覧ください。策定の背景・目的を御説明いたします。本市には「学びの多様化学校」である高尾山学園がございます。高尾山学園に転入して新たな一步を踏

み出している児童・生徒であっても、以前在籍していた学校で出席できなかったことに後ろめたさを引きずったまま、生活している現状があります。不登校児童・生徒にとって、「出席」することの意味は非常に大きなものであることが分かります。このため、児童・生徒の懸命な努力を出席として認め、一人ひとりの自己肯定感を高めることが次のステップに向けて大きな支えになると考えております。令和元年10月25日付文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」により、学校外の活動において出席扱いにできる要件が示され、各学校では、通知に基づいて出席扱いの判断を行ってきました。しかし、その出席の取扱いについて、学校ごとに判断の差が出ている現状がございます。そのため、次の2点を目的として、本ガイドラインを策定いたします。第一に、八王子市立小・中・義務教育学校において、不登校児童・生徒の出席の取扱いについて適切な判断を行うための参考とすること。第二に、学校、保護者、学校外の公的機関や民間施設等、不登校児童・生徒の支援に関わる関係者が、出席の取扱いについて、本ガイドラインに示す共通理解のもと、不登校児童・生徒の教育機会の確保に努めていくこととなります。

スライド4を御覧ください。次に内容です。本市の不登校児童・生徒の出席の取扱いに関する基本的な考え方として、①学校、保護者、関係機関が十分な連携を図り、不登校児童・生徒の社会的自立に向けた努力を積極的に認めていくこと、②不登校児童・生徒の実態に応じた情報共有や支援、働き掛けを学校、保護者、関係機関が連携して行っていくことの2点をお示ししています。

スライド5を御覧ください。不登校児童・生徒が社会において自立的に生きる基礎として、他者とつながり、社会と接点を持つことが必要であるとの認識を踏まえ、本市の不登校児童・生徒の「出席」と認める要件について、スライドにお示している3点としています。

では、スライド6を御覧ください。学校外における児童・生徒の活動を出席扱いとして認めるためには、保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていることが必要となります。学校が保護者に必要な情報を提供し、緊密な連携のもと支援することとし、保護者との連携・協力関係を前提とした上で、関係機関と学校、保護者が連携を図り、当該児童・生徒及び保護者から学校へ提出される報告書等の確認をもって、在籍校の校長が出席扱いの判断を行うこととしています。

スライド7を御覧ください。具体的な関係機関についてですが、まずは、八王子市教育委員会が設置する、不登校児童・生徒のための適応指導教室です。八王子市教育センター内にある「ぎんなん」、鹿島小学校内にある「松の実」、高尾山学園内にある「やま

ゆり」が該当します。次に、適応指導教室以外の八王子市の公的機関です。現在、ガイドラインには 4 つの機関をお示ししています。第一に、八王子市教育センターです。

「総合教育相談室」において、心理専門の相談員が、小・中学生とその保護者を対象に、不登校を含めた教育相談を受け付けています。第二に、学校給食センターです。不登校児童・生徒への給食提供を行う「はちっこキッチン招待状」の取組を実施しています。第三に、市立図書館です。令和 6 年現在、中央図書館及び南大沢図書館の近隣校で試験的に実施しており、自習スペース等、学校や自主的な課題に取り組む場所や、カウンター体験や POP づくりなどの支援プログラムを提供しています。第四に、子ども・若者育成支援センターである「はちビバ」があります。これらの機関での活動を出席扱いにする要件は、スライドにお示した 5 点となります。

スライド 8 を御覧ください。続いて、民間の相談・指導施設です。民間の相談・指導施設での活動の出席扱いについては、先ほどの公的機関の 5 つの要件に加え、スライドにお示した 7 点が要件となります。

スライド 9 を御覧ください。続いて、自宅において ICT 等を活用した学習活動を行っている場合の出席の取扱いです。出席扱いの要件で、特に重要となるものは 3 点です。第一に、ICT やファクシミリなどを活用して提供される学習活動であることです。ただし、同時双方向性が確保された学習環境を原則とします。第二に、教員等の対面指導を行う者や保護者との定期的な連絡会等を実施するなどして、対面指導や学習活動の状況について、校長が十分に把握できることです。スライドにはございませんが、月 1 回以上を目安とした、実施報告書の作成もございます。こちらの報告書は、保護者を通して作成されるものとなります。その他、東京都教育委員会が提供するバーチャル・ラーニング・プラットフォームを活用して運用する、八王子市教育委員会のオンライン教育支援センター「はちっこる一む」を利用する不登校児童・生徒については、八王子市教育委員会がその利用適性を判断することから、児童・生徒の在籍校の校長は、利用している児童・生徒の保護者等から利用状況の情報提供を受けつつ、出席扱いの項目が満たされていると判断できる場合、出席扱いとしております。そして、学校は各関係施設から、当該児童・生徒及び保護者等を通じて提出される、対象児童・生徒の指導状況を確認できる様式をもとに出席の判断を行います。このように、学校、保護者、学校外の公的機関や民間施設等、不登校児童・生徒の支援に関わる関係者が出席の取扱いについて共通理解のもと、不登校児童・生徒の教育機会の確保に努めています。

スライド 10 を御覧ください。最後に今後の予定についてです。来月 6 月に、小・中学校の校長会で説明し、その後に全校へ通知をします。全校への通知後、各学校から全

保護者へ周知する流れとなります。また、市民への周知につきましては、同じく 6 月に、市のホームページにて掲載する予定です。出席扱いの要件や手続等を学校、保護者、関係機関等が共有することで、子どもたちの多様な学び方を認め、自己肯定感の醸成と社会的自立を支援してまいります。説明は以上となります。

○真辺総合経営部長 それでは、教育委員の皆様から、取組の推進について御意見等を頂戴したいと思います。はじめに、伊東委員、お願いいたします。

○伊東委員 私からは、「八王子市立学校における不登校児童・生徒の出席の取扱いに関するガイドライン」の策定と、不登校児童・生徒の教育機会の確保に努めることの関係性について、学校教育の立場から私見を述べさせていただきます。

時代や社会の変化に伴いまして、学校教育が直面している課題は複雑化・多様化しております。こうした状況の中で、一人の教員、一つの学校だけでは解決できない問題も山積しております。とりわけ、不登校をめぐる課題は現在の学校教育が抱える中で最も重大で、喫緊の課題であると考えています。児童・生徒一人ひとりの教育機会をいかに確保するか、学校の役割とは何かという問いを私たちに投げかけているものであると考えています。

こうした状況の中で、八王子市教育委員会では、これまでも各学校と緊密な連携を図るとともに、教育委員会組織のみならず、市の行政機能を取り込んだ「つながるプラン」を通して、不登校児童・生徒の教育機会の確保に向けて多様な形で取組を行ってきたところでございます。今般、学校に登校できない児童・生徒が取り組んだ学校外での懸命な学びに向けた努力を可視化し、適切に評価していくことで、不登校児童・生徒の出席を認めていくための考え方を、この「八王子市立学校における不登校児童・生徒の出席の取扱いに関するガイドライン」として整備したところでございます。

文部科学省が示している「義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」によれば、「不登校児童生徒の中には、学校外の施設において相談・指導を受け、社会的な自立に向け懸命の努力を続けている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これらの施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができる」と示されています。

このガイドラインは、国の基準や考え方を踏まえ、各学校が不登校児童・生徒の学校

外における多様な学びに向けた努力の姿を、義務教育段階における学校教育の意義や役割、学校と保護者との緊密な連携といった、出席扱いの要件との整合性を図りながら、可能な限り受けとめ、評価していくための手引であると考えております。さらに、不登校児童・生徒への支援の在り方を改めて見直すための情報をここで整理したところでございます。私ども教育委員会では、各八王子市立学校に対して、本ガイドライン策定の趣旨を周知・徹底していくとともに、不登校児童・生徒が学校外で取り組んでいる学びに向けた努力について受けとめ、丁寧に評価し、出欠席に関する適切な取扱いを行っていくよう、指導してまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上です。

○真辺総合経営部長 ありがとうございます。次に保坂委員、お願いいたします。

○保坂委員 不登校の児童・生徒は、原因はさまざまですが、いろいろな要素で現在の学校教育に馴染めていない状態であったり、心と体の成長のバランスが取れずに、意識下でもがいている状態であったりすることが多いと思います。教育機会を保障することももちろん大切ですが、将来の自立を目指すためには、人や社会とのつながりを保つために学校以外の多様な居場所が確保されていることがとても大切です。子どもは一歩踏み出すことがなかなかできないことも多いですが、何かきっかけがあれば、軽々と大きな障害も飛び越えてしまう潜在力を持っています。しかし、不登校児童・生徒の多くは、「学校は行かなければいけないもの」と思っているため、学校へ行けないことによる自尊感情の低下がおきています。ガイドラインができたことで、学校長が出席と認める判断がしやすくなり、学校に行けなくても、現在自分がしていることが評価されている、出席扱いされている、と少しでも本人の自信につながるのであれば、素晴らしいことだと思います。

ただ、このガイドラインによって出席とできることを含め、将来の自立のために実際の運用で鍵になるのは、連携と情報の共有だと思います。保護者、学校、担任教員、不登校担当教員、学校長、スクールカウンセラーなどを含めた連携、公的機関や民間施設、新たに始まる都の支援制度の活用を考慮しての連携が行われるとともに、不登校の児童・生徒、その保護者へ十分な情報が行き渡ることにより、一人ひとりに個別の対応が進むことが期待できると思っております。以上です。

○真辺総合経営部長 ありがとうございます。それでは、教育長、総括しての御意見を

お願いいたします。

○安間教育長 先程、指導担当部長から話がありました、令和元年の文部科学省通知内に、「『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。」という一文があります。この部分が切り取られて、文部科学省が学校に行かなくてもよいと言い出したと解釈されている方もいるようですが、それは根本的に違うと思います。東京都も近々、「フリースクール」の扱いについて、何らかの指針を示そうという動きもあるようですが、フリースクールに行っている子だけではありません。本市には、30 日以上の欠席をした児童・生徒が現に 1,800 人ほどおり、さまざまな状況である以上、国や東京都の指針を待っていることはできないため、市独自でガイドラインを策定したところです。

子どもたちを社会の一員として育てていけるかどうかは、学校教育の根本的な目標だと思います。また、社会の一員であると自覚できる一番の環境は、所属している学校があることだと思います。さらに言うと、保坂委員に言っていただいたように、形として評価することが、自尊心を上げることに繋がると思います。その最たるものが出席扱いであると考えているところです。決して、このことによって学力の保障ができるとは言いきれませんし、いろいろな人と共に生きていく能力が身に付くかと言われれば不十分でしょう。しかし、子どもの将来は長く、15 歳までの間で人生の全てが決定するわけではないと考えるのであれば、少なくとも社会との接点を作ることが我々の責務なのではないかと考え、このガイドラインを作らせていただきました。

本ガイドラインを各学校で運用し、とにかく、子どもと学校、社会は繋がっていることを伝えていきたいと考えています。このガイドラインにも含まれておりますが、本市の給食センターで給食を食べてもらう取組も全国的に少しずつ評価されるようになってきました。一方で、それだけで良いのかという御批判があることも確かですが、私は、どこか 1 か所でもつながることができたのであれば第一歩であると信じて取り組んでおります。このガイドラインについても各学校で徹底し、できれば保護者や市民の方にも共有してもらい、そして地域一丸となって子どもたちを育てられれば良いと思っています。以上です。

○真辺総合経営部長 ありがとうございます。それでは、市長、いかがでしょうか。

○初宿市長 ありがとうございます。素晴らしいガイドラインをまとめていただいた

ことに感謝申し上げます。恐らくは先駆的な取組だと思っております。安間教育長がおっしゃったように、子どもたちや保護者の皆様に少しでも、つながっている、あなたは一人ではないよ、というメッセージが伝わってくると良いと思っております。

先程、伊東委員からお話を伺った中で、こういった問題は一人の教員、一つの学校では解決できない喫緊の課題であるということが、特に響いてまいりました。また、保坂委員のお話にあった自尊心という言葉もとても響きました。お話を伺いながら、これから市としてやらなければいけないことは何かを考え、例えば、一人の教員、一つの学校だけでは、というところをもう少し行政側で広げると、一自治体、八王子だけで解決する問題ではないのかもしれないと思いました。不登校は各自治体で問題としてあることであり、隣の多摩市にも日野市にもあるものです。こういった中で、共に取り組むことで解決できることがあるのではないかという思いを持った次第でございます。

また、自尊心という話では、不登校で苦しんでいる子どもは、こんな風には思っていないのではないのですが、取り残されている、自分は一人だとどうしても捉えてしまい、保護者も同じような思いを抱く、そして保護者の思いを子どもたちは敏感に感じています。こういったところから、いかに私たち、社会が手を差し伸べることができるか、社会との接点を作っていくかが非常に重要だと思っております。

突然で恐縮ですが、今年の新規採用職員研修で話をする機会がありました。社会人として歩みを始める中で、さまざまな課題に直面して心身ともに疲れるときがあるだろう、という話の中で、子育ての例を1つ紹介しました。一日の終わりに、1つで良いので自分が頑張ったことを思い出す、自分自身を褒めるということです。子育ての場面では、子どもが言えなかったら、保護者が子どもに対して頑張ったことを褒めるというのですが、その励ましや気づきの中で、自尊心を培い、自ら評価できる力をつけていくということを職員に伝えました。

自分自身でリカバリーできる自立心を培っていくことも大事ですが、委員の方々がおっしゃったように、社会とのつながり、接点を行政組織として作り上げていかなければいけないという思いを持ちました。本当に、素晴らしいものを用意していただきましてありがとうございました。

○真辺総合経営部長 ありがとうございます。それでは、次の議題に移ります。協議・調整事項2になります。市立小・中学校における学校外プールの活用についてです。タブレットは、資料2を表示してください。よろしいでしょうか。それでは、学校教育部長より説明をお願いします。

○松土学校教育部長 それでは、市立小・中学校における学校外プールの活用について、資料2に基づき、御説明申し上げます。

スライド2を御覧ください。趣旨になります。水泳授業において、水に慣れ、基本的動作を身に付け、水難事故等に対応する力を義務教育の段階で体得することが重要であります。これまで、市内小・中学校にプールを設置し、指導を行ってまいりましたが、近年の猛暑や長雨などにより、授業が行えない状況が生じております。そこで、学校外の屋内温水プールを活用した授業を行うこととしたことから、今後の方向性について協議するものであります。

スライド3を御覧ください。背景・経過になります。屋外に設置しました各学校のプールにおきましては、雨天・低水温・基準以上の暑さ指数（WBGT）など、さまざまな要因により、中止や順延を余儀なくされる機会が多くなってきております。そこで、令和2年度より検討会を設置し、議論を重ね、令和3年度から3年間で学校外プールの活用の試行を進めてまいりました。試行の概要につきましては、スライド4の表のとおりとなります。

試行の結果、効果が確認できました。スライド5になります。子どもたちへの教育的効果になります。屋内温水プールを活用することから、天候に左右されることなく、確実に授業の機会が確保されました。また、授業におきましては、教員指導の補助としてインストラクターを配置し、専門的な指導により泳力の向上が確認できたところです。続いて、スライド6を御覧ください。その他の効果になります。学校設置プールを更新し、維持管理を行うことと比較して、学校外プールの活用は長期的視点においてコストの削減につながることや、教員のプールの維持管理など、負担軽減も期待できる場所です。

学校外プールへの切替えにあたっては、移動の負担やプールの老朽化などを踏まえて、スライド7の表のとおり、3つの基準を設定いたしました。この基準に基づき、各学校と調整した結果、令和6年度は小学校8校、中学校1校の計9校で実施することとなりました。

最後にスライド9を御覧ください。今後の方向性、未来像になります。短期的には、市内の公共・民間施設の屋内温水プールを活用し、順次拡大を図ってまいります。また同時に、中・長期にわたり、屋内温水プールを活用するために、学校再編に合わせた屋内の拠点プール、学校利用を優先した屋内温水プールなどの設置も考えていく必要があります。将来にわたる、子どもたちの確実な授業機会の確保につきまして、引き続き

検討を進めてまいります。説明は以上となります。

○真辺総合経営部長 ありがとうございます。それでは、教育委員の皆様から、取組の推進について御意見等を頂戴したいと思います。はじめに、柴田委員、お願いいたします。

○柴田委員 御説明いただき、ありがとうございました。小・中学校における学校外プールの活用につきまして、いくつか検証された効果について御説明をいただきましたが、それに加えて、想定される効果が大変大きいものであると個人的には期待をしているところです。その理由は四点あります。

一点目は、検証された効果の中にもありましたが、児童・生徒の学びの機会を保障できるということです。天候に左右されずに水泳指導を実施できるということは、見通しを持って時間割を組むことができます。また、屋内プールであれば、夏季に限定することなく実施することが可能になります。教育課程全体の中での位置づけを事前に計画できるということは、大変有効であると考えます。

二点目は、教員の働き方改革に関連します。実際に学校現場を見ますと、若手教員が担当することが多いプール清掃は、かなりの労力を要するものです。本来の教員の職務の対象外である業務が無くなることは、その分、児童・生徒と向き合う時間を確保できたり、教材研究を行ったりできるという利点があると思います。

三点目です。コスト試算につきましても御説明いただいた通りですが、限られた資源を有効活用していくこと、光熱費の削減ができることは、SDGs の考え方にも通じるものですが、資源を大切にしていく考え方は重要であると思います。

四点目は、生涯学習の視点から、教育行政機関と民間教育事業者の連携・協働という根本的な考え方に沿った施策であるということです。教育行政機関と生涯スポーツの事業者である民間教育事業者の連携・協働は、生涯学習体系への移行を提言した臨時教育審議会の四次にわたる答申以来、中央教育審議会や生涯学習審議会の答申においてもその必要性が重ねて指摘されてまいりました。生涯学習行政のキーワードの 1 つに連携・協働があるかと思いますが、それを具現化する事業であると捉えています。また、民間プールの活用は民間事業の活性化にもつながるものだと思います。

一方で、それを踏まえて課題点もあると考えます。連携・協働の在り方をしっかりと検討していくことが必要であると思います。例えば、民間教育事業者の事業の特色について、教育委員会側が正確な情報を把握することです。管理体制について、子どもと直

接関わりを持つ民間事業者のスタッフがどういう人物かといった情報を持って活用していくべきだと思います。また当然ながら、教育行政機関と民間教育事業者の役割分担の確認や、授業前の打ち合わせが不可欠だと思います。水泳指導の方針や、学校の教育目標を共有することがとても大切です。民間教育事業者に配慮が必要な児童・生徒の様子を伝えるなどの打ち合わせも必須であろうと考えます。教員と民間教育事業者の水泳指導者の役割分担を明確にするような指導案の見直しもまた、必要不可欠だと思います。

課題点の二点目は、老朽化したプールを今後どのように有効活用していくかという視点を議論していくことが必要と思っています。防災関連での活用が主に想定されるかと思っています。全国各地で学校の統廃合が進んでおりますが、廃校施設をユニークな方法で活用している事例もあります。老朽化プールの有効活用を、民間の方からアイデアをいただきながら、リデザインなどを進めていく必要があるかと感じております。

多少の課題は挙げられますが、本事業は推進していくべき事業であると基本的には考えております。以上です。

○真辺総合経営部長 ありがとうございます。次に、守屋委員、お願いいたします。

○守屋委員 保護者の観点からお話させていただきます。数年前から、各校の問題として、プール及び更衣室の老朽化、プール清掃の機械の故障など、PTAと学校でもさまざまな問題を共有してきておりました。プールはプール授業の問題だけではなく、学校再編を始め、さまざまな問題と絡み合っているため、保護者自身も考え方を変えなければいけないと以前から感じていました。ただ、プールに関しては保護者の間でも考え方や意見が分かれていることも事実です。子どもたちにとっては、天候に左右される、移動時間や着替え時間により授業時間が短くなる、泳力向上に結び付かない年がある、年齢が上がるほど嫌いになる、先生にとっては、水質管理の問題から、夏休みは実施せずに1学期のみの実施となるなど、いろいろな問題が挙がっていました。今回の学校外プールの活用により、天候に左右されない、長期間授業時間を組める、インストラクターがいて泳力向上につながる、自校実施よりもコストが削減できる、先生の負担も少なくなる、と良いことばかりの気がしています。しかし、課題にも挙がっているように、八王子市はとにかく学校数が多いため、一斉に切り替えることはできません。その意味では、今回、明確に切り替えの基準が設定されていて、中長期の方向性が示されていることは、保護者としても納得できるものなのではないかと思っております。ただ、この学校外プ

ールの活動の中で、一番大切なことは、児童・生徒のためになっているのかということです。丁寧に保護者や地域の方に説明していくことが大切だと思っています。市としての方針や方向性、自校がいつ頃から関わりを持つのか、大まかなスケジュールが提示されると移行がスムーズになると思っています。そして、これから始まっていくものではありますが、美山小学校からあったかホールは片道30分、往復で1時間かかってしまう状況もあるため、少しずつ近隣で実施ができるように変えていけると良いと思っています。

また、まとまった期間、集中してインストラクターに指導してもらうことは泳力向上につながると思います。初めに水泳授業の目的というものが出ておりましたが、本市は川が多くあります。実際、私自身が在学していた頃にも、水難事故が発生し、死亡事故や意識不明になる事故も起きています。子ども同士で絶対に川へ行ってはいけないと指導は行われていますが、小学校高学年になると行動範囲も広がり、「いけない」ということをやってしまうことも多くはないですが、あります。学校外プールでの状況は分かりませんが、ここ最近増えている着衣水泳の指導は、今後も引き続きできるような環境を無くさずにやっていくことも大切だと思います。限られた財源の中ではありますが、まずは大きな一歩として踏み出せたと思っています。私からは以上です。

○真辺総合経営部長 ありがとうございます。それでは、教育長、総括しての御意見をお願いします。

○安間教育長 この「小・中学校における学校外プールの活用」について、事業を進めているところですが、これはひとえに、子どもの教育を充実させることに教員が集中できるようにすることが一番の目的です。今年も暑くなるという話がありましたけれども、去年は、かなり暑くなる日が多かったため、年間約6回しかプールに入れていない状況がありました。暑いからプールに入るというのは分かりますが、暑すぎてプールに入れないという状況まで起こっているようですので、果たしてそれで良いのかということです。また、夏休み中の話がありましたが、学校の先生は夏だけでなく一年中、プールの維持を行っています。冬の間も水漏れがないか、機械が正常に動いているかの点検をしなければなりません。先日、市内のある学校で、プールで徐々に水量が減っていることに気づき、水漏れが地下の奥の方で起きていると突き止めた先生がおりました。素晴らしい先生だと思ふと同時に、年中管理しているにも関わらず、水漏れが起きているのは本当に不合理だと感じました。実際に、管理を行っているのは教員であり、副校

長です。例えば、養護教諭から副校長に昇任した方は、いきなりプールを管理しなければならなくなっても、機械がどこにあって、どのように動かせば良いのか分からないため、ゴールデンウィークの間中、毎日出勤して機械管理を勉強していたという話を聞きます。私はそれだったら、その時間で自分が持っているノウハウを他のことに生かしてもらった方が、どれだけ学校教育のためになるか、子どものためになるかと感じます。学校外プールの活用は、そういったことを主眼に考えております。

維持管理の点に集中しましたが、教育委員が既に申ししているように、授業のやり繰りは、暑すぎても寒すぎても雨が降っていても、屋内施設を借りればできるようになることですので、そういった観点からも進めていきたいと感じております。ただし、今までの概念で考えるような、一限に算数、二限にプール、三・四限に理科の実験を行うといったものではありません。移動してプールを使うのであれば、移動時間も含めて考えていく必要があります。例えば、土曜授業日に、現地集合でも皆で行っても良いですが、プール授業を行い、学校外施設の見学、社会科見学と併せたり、遠足と組み合わせたりといったことが考えられます。いろいろな組み方が考えられるので、先生方に創意工夫を発揮してもらいたいという強い思いがございます。

いずれにしましても、今、私個人は、学校のプールが老朽化したものを直す気は全くなく、今ある使えるものをどんどん使っていく、老朽化したら次の手立てを考える、というように考えています。学校プールの解体には、消防署の指定として水を確保しないといけないという課題がありますが、その課題をクリアした後は、事務局側で壊すのにいくらかかるのかなどの計算もしてもらいたいと思っています。維持管理とどちらが効果的かをよく考えて、やっつけていかなければいけないと思っています。

いずれにせよ、学校外プールの活用については、教員の労力を子どものために集中させたいという、その一念であります。以上です。

○真辺総合経営部長 ありがとうございました。それでは、市長、いかがでしょうか。

○初宿市長 ありがとうございます。柴田委員、守屋委員、安間教育長のお話を伺う中で、思い出したことがあります。私が、かつて東京都教育委員会にいた折にも、教員の多忙感が問題視されており、何とかしたいという思いがありました。当時は、東京都教育委員会人事部職員課長の立場だったと思いますが、先生方に対して、多忙感が取れたら何をするかと聞きました。すると、子どもたちのために時間を使いたい、子どもたちと向き合いたいという答えが返ってきました。子どもたちのことを第一に考えてくだ

さっている方々が学校にいて、今回の取組は、1つ大きな転換期にもなり得ると思いをしました。

プールの民間活用は、柴田委員がおっしゃったとおり、子どもたちへの教育保障、体制を含めて教育効果の保障があるのか、又、守屋委員がおっしゃったように、児童・生徒のためになっているのかを確認しながら進めるのだろうと思っております。そして何より、安間教育長がおっしゃった、これまでの固定概念の時間割・時程が変わるといふことは、学校の先生方の働き方においても、大きく変わっていくきっかけになるのだろうと思います。どのような効果が出るのか大変期待するところです。今回の取組が、想定される悪い効果を上回る良い効果を出し、やって良かった、子どものためになったという結果が出るようにつながってほしいと思います。

また、行政機関の中での施設、コストの話がありました。市の職員に別の場面で話をしたことがあります。施設マネジメントに関する資格があります。これは公共施設も同様です。施設を扱う職員が単に仕事として関わるだけではなく、マネジメントという形で資格を取りながら、自らのキャリア形成の中で生かせるようにしてほしいと思います。知識・経験を積みながら、学校のプールを民間活用して残された学校施設をいかに利活用していくか、更には、これから整備するかもしれない新しい教育施設、公共施設に対してマネジメントの視点を入れた整備につなげてほしいと思いました。まとめていただき、ありがとうございました。

○真辺総合経営部長 ありがとうございます。それでは、ここからは報告事項に移ります。報告事項1、「『いじめ対応のポイントと本市の取組～いじめ防止対策推進法に基づく第三者による調査の結果及び提言から～』の策定について」です。タブレットは、資料3を表示してください。よろしいでしょうか。それでは、指導担当部長より説明をお願いします。

○上野指導担当部長 「いじめ対応のポイントと本市の取組～いじめ防止対策推進法に基づく第三者による調査の結果及び提言から～」の策定について御説明いたします。

スライド2を御覧ください。始めに趣旨ですが、本市がこれまで、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定に基づいて行ってきた、第三者委員会によるいじめ重大事態の調査結果及び提言に基づき、事案から得られた教訓を整理し、いじめ対応のポイントと市の取組をまとめましたので、その内容について報告するものとなります。

スライド3を御覧ください。策定の背景と目的になります。本市では、これまでに9

件のいじめ重大事態の調査を行っており、その調査によって多くの教訓を得ております。重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及や、その他の訴訟等への対応を直接の目的とするのではなく、学校設置者及び学校が事実と向き合い、事案の全容解明、当該事態への対応、同様事態の再発防止を目的としています。いじめにより心に傷を負った児童・生徒は、その後の生活においても、「また同じことが起こるのではないか。」と不安を抱えながら生活していることがあります。心に傷を負った児童・生徒が、その後、安心した社会生活を送るためには、その人の人生に大きな影響を与える「いじめ問題」について、大人も子どもも、いじめは絶対に許されない、という認識を持つことが不可欠です。八王子市はいじめを許さないまちです。本市の市立学校関係者のみならず、本市の全ての大人が、今一度、いじめから子どもたちを守り通すために何ができるのかを自らに問い、子どもたちが安心・安全に過ごし、いきいきと学び、成長するための社会とすることができるよう、「いじめ対応のポイントと本市の取組」を策定いたしました。

スライド4を御覧ください。続いて内容です。これまでに行った調査の第三者委員会の提言を6つのテーマに分類し、「いじめ対応のポイント」と「本市の取組」としてまとめています。スライド5を御覧ください。それぞれのテーマの構成ですが、2ページで1つのテーマを紹介するように作成しています。御覧のように1ページ目に「調査から明らかとなった課題」と、その課題解決に向けた「第三者委員会の提言」を示しています。なお、テーマ①では「教員が、児童・生徒一人ひとりと向き合える環境整備」としております。スライド6を御覧ください。2ページ目では、1ページに挙げた第三者委員会の提言に対する「本市の取組」を紹介しております。本スライドでお示しているテーマ①では、市立学校で実際に行っている、毎週1回のいじめ対応のための時間の活用を紹介しています。このような構成で、6つのテーマごとにまとめています。

スライド7を御覧ください。今後は、小・中学校校長会で説明した後、全市立学校へ通知し、学校のホームページ等に掲載するなどして保護者に周知する予定です。なお、市民の方々に向けては、市のホームページでの掲載を通して広く周知し、同種の事態の再発防止やいじめ問題の取組について、共に考える資料として活用してまいりたいと考えております。スライド8以降は、残りの5つのテーマについて、紹介しております。後ほど御覧になっていただけると幸いです。私からの説明は以上となります。

○真辺総合経営部長 ありがとうございます。それでは、教育長、取組の推進に向けた御意見はございますか。

○安間教育長 振り返りますと本市では、平成30年に中学生が自らの命を絶つという大変痛ましい事態が起きました。この時に、八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会の中に第三者による調査部会を設置して、いじめの重大事態の調査を行いました。これが第三者委員会による最初の取組となります。ただし、いじめ防止対策推進法に規定するいじめの重大事態の第三者調査というのは、刑事上・民事上の責任を追及されるものではなく、本来の趣旨は同様の事態の再発を防止することとなっています。そのことからいじめ防止対策推進法でのいじめの定義は非常に広く定義されており、本人がいじめと感じたらいじめである、ということになっています。私が違和感を覚えるのは、新聞報道等で、「〇市で〇〇の件をいじめと認定」とされることがありますが、いじめ防止対策推進法上は本人がいじめと感じたらいじめであり、認定する・しないということではないということです。そのメッセージを送るためにも、全市民に公開することに効果があると感じています。

そもそも、重大事態かどうかと言われたら、本市では30日以上欠席した子が約1,800人います。1,800件、その可能性があるという自覚を持っています。その中で、いじめと連結していると確認できたものが先程の説明に挙げた9件です。

改めて市民の方に分かっていたきたいのは、9件のうち5件は保護者や子どもたちが訴え、学校が分かってしっかり調査し、事実関係も明らかにして、子どもたちに指導を行っていることです。こういったことがあって、二度としてはいけないことだ、と指導することで終結しています。つまり、学校調査で本来の目的は達成できたということです。4件のうち1件は対応中ですが、3件が第三者委員会の調査となっている現状です。本来の趣旨で言うと、学校が真剣に取り組むための余裕を我々が確保できれば、いじめの問題は、子どもの指導のプロである学校の先生に任せられると今の時点では実感しているところです。

週の時間割の中で授業数はたくさんあり、週4日は6時間ずつ、1日だけ5時間なので、週に29コマあります。本市は独自に1コマを減らし、28コマとしています。その代わりに、減らした1コマで、情報共有の時間を必ず作るという取組を行い、各学校でも定着してきたところです。先生方に子どもたちを見てもらうための時間を確保することが大切だと強く感じたところです。

保護者からすると、なぜ我が子が、という思いがあるのは分かります。あくまでも、教育委員会や市長部局に設置する第三者委員会というのは、再発防止のためのものであり、刑事上・民事上の争いをするためのものではないことをメッセージとして打ち出し、その前提で学校に余裕を与え、やれるだけの力、時間を与え、

先生方に頑張ってもらい、それが本市で行っていく方向性だと感じているところで
す。以上です。

○真辺総合経営部長 ありがとうございます。それでは、市長、いかがでしょう
か。

○初宿市長 胸に響くお言葉をいただきました。ありがとうございます。私も八王子
市長になって知ることが多くあります。その中でも、安間教育長がおっしゃった平
成 30 年の出来事は、胸が張り裂けそうな思いです。感傷的になってしまいます
が、平成 30 年にお亡くなりになり、6 年。その先の時間を迎えることができなかつ
たことを考えると胸が痛くなります。このような出来事が起こったことをとても重
く受け止めております。子どもが自ら命を絶つようなことがあってはいけないと強
く思っています。市議会での質疑にて、議員が自殺について取り上げたことがあ
り、私が答弁に立ちました。自殺はなくせる死亡であるという思いをその時は語り
ました。誰一人の命であっても、自殺は起こってはいけないという思いを強く持つ
ております。

学校の先生方が多忙である現状の中、情報共有ができる時間を確保することで子
どもの命が救われるのであれば、私はぜひそうしてもらいたいです。二度とこのよ
うなことが起きないようにしてほしいと思います。平成 30 年のような出来事は最
後であってほしいという思いを強く持っております。これ以上言葉を続けられませ
んが、いじめ対応についてまとめていただき、ありがとうございました。

○真辺総合経営部長 ありがとうございます。それでは、次に移ります。報告事項
2、部活動改革についてです。タブレットは、資料 4 を表示してください。よろし
いでしょうか。まずは、市立学校における部活動の目的や全体像などについて、学
校教育部長より説明をお願いします。

○松土学校教育部長 部活動改革につきまして、学校教育部、生涯学習スポーツ部よ
り御報告いたします。部活動改革につきましては、令和 4 年に策定した教育委員会
の指針に基づき、生涯学習スポーツ部と連携して、地域子どもたちが参加できる
機会を確実に確保できるように取組を進めていくものでございます。

スライド 2 を御覧ください。趣旨ですが、本市の部活動改革について、部活動改

革の背景・目的、部活動改革の全体像、学校部活動の再編、地域と連携した活動、今後の具体的な取組について報告するものでございます。

スライド3を御覧ください。次に部活動改革の背景と目的についてです。部活動改革の背景としては以下のことが挙げられます。まず、生徒数の減少です。令和4年度の八王子市立中学校の生徒数は13,005人で、平成元年度と比較すると約35%の減少となっています。続いて、減らない部活動数です。市立中・義務教育学校における令和5年度の総学校部活動数は483、1校当たりの平均学校部活動数13となっており、横ばいの状況が続いています。次に学校間の体験格差についてです。学校ごとの学校部活動設置数は、令和5年度では、最も多い学校で22、最も少ない学校は5となっており、最大で4倍ほどの差があります。最後に教員の働き方についての問題です。既にお伝えしたように、生徒数が減少している中で、学校部活動の数は変わっていない現状があります。生徒数が減少すれば、学級数や教職員の人数も少なくなることから、そのような中で、学校部活動数が維持されていることもあり、顧問を受け持つ教員が足りなかったり、専門的な指導ができなかったりという状況が見られるようになってきております。また、一人の教員が複数の部活動の顧問を兼務するなど休むことができない状況となっており、大きな負担になっています。

続いて、部活動改革の目的となります。本市では、子どもたちの活動機会を確保し、子どもたちが生涯にわたりスポーツや文化芸術活動に親しめるようにすること、教員の働き方改革を推進することを目指し、段階的に八王子市の部活動改革を進めてまいります。

スライド4を御覧ください。本市の部活動改革の全体像になります。このうち学校教育部では、緑色の枠内にある学校部活動の再編について主に取り組んでいるところです。続いて、スライド5を御覧ください。学校部活動の再編に向けて次の4つの取組を行います。「取組1」は、4つのカテゴリーの部活動の設置です。「運動系ゆるやかに親しむ部」、「運動系トレーニング部」、「文化系趣味的教養部」、「文化系技を極める部」の4つのカテゴリーに位置付け、年度ごとに段階的に再編していきます。基本的に、これらの部活動は教員の勤務時間内で活動し、顧問も複数名でローテーションを行うなど、教員の負担を軽減する形で実施してまいります。「取組2」は特色ある部活動の設置になります。「この学校と言えばこの部活動」というような特色のある部活動を複数設定してまいります。令和6年度中に、小学校5年生から中学校3年生にアンケートを実施し、その結果を参考にして決定していきま

す。

スライド6を御覧ください。「取組3」は各学校で広域部活動の実施を検討します。他の学校の部活動と一緒に練習をしたり、大会に出場したりする広域部活動を実施するかを学校の状況に応じて検討してまいります。専門的な技術指導ができ、大会等に引率する権限を持つ部活動指導員を優先的に配置します。令和6年度当初から11名を配置しておりますが、今後の拡充が必要と認識しております。スライドにありますニュータウン地域の中学校3校では、既に複数配置し、効果検証を行うモデル事業を令和5年度から実施しております。「取組4」は募集を停止する部活動の設定になります。部員数や指導者がいるかどうかなどの状況を踏まえ、持続可能な部活動数になるように部活動の募集を停止する部活動を設定します。

私からの説明は以上となります。

○真辺総合経営部長 続きまして、部活動検討会議の状況や具体的な取組について、生涯学習スポーツ部長から御説明します。それでは、お願いします。

○平本生涯学習スポーツ部長 それでは、ここから生涯学習スポーツ部の取組について御説明いたします。先ほどのスライド4にお戻りください。生涯学習スポーツ部では、右側の青色枠、真ん中のピンク枠の地域と連動した活動について取組を進めております。子どもたちが充実した放課後や休日を過ごせるように、持続可能な部活動と、地域の多様な活動を組み合わせ、体験機会の充実、学びの循環を推進します。地域のスポーツ・文化資源を最大限活用し、地域と連携した取組が生涯学習・生涯スポーツの基盤となり、子どもたちがさまざまな人とつながり合いながら、いきいきと育ち、地域への愛着や誇りを持って豊かに暮らせる八王子の未来につながっていくことを期待しております。

スライド7を御覧ください。まず、国の動向ですが、令和4年12月にスポーツ庁・文化庁から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が出されました。本ガイドラインは大きく4つの項目で構成されており、生涯学習スポーツ部ではその中の3つ目、「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」について、主に取組を進めております。内容につきましては、キーワードとして、「まずは休日」から、「平日の環境整備はできるところから」、「段階的な体制の整備」、「令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間」とする、また「可能な限り早期の実現を目指す」、といった

点が示されております。

続きまして、部活動検討会議について御説明いたします。検討会議の設置等については都のガイドラインで示されており、それに基づいて運営・対応を行っております。令和5年度に設置した検討会議は、令和5年5月16日、8月25日、令和6年1月24日の計3回実施し、地域の活動状況調査、そして令和6年度以降の方向性について主に検討をしております。地域の活動状況調査については、結果をまとめ、子どもたちが参加できる活動情報として、令和5年度末の令和6年3月に市ホームページに公表いたしました。スライド9を御覧ください。こちらがホームページに公開した情報でございます。子どもたちが幅広くスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境づくりの一環として、子どもたちが参加できる地域活動の情報を、市ホームページに公開したところです。併せて、GIGAスクール端末情報ポータルサイト内「教育委員会からのお知らせ」欄に市ホームページのリンクを掲載すると共に、市内中学校及び義務教育学校に同チラシの配布と周知を依頼し、PRに努めているところでございます。なお、本データは令和5年度末時点のものであり、今後さらに調査を進め、掲載情報の充実に努めてまいります。この取組を推進することにより、子どもたちにとっては、卒業後、学校の切れ目で活動が途切れることなく続けられること、また自分の学校以外の生徒や多様な世代との交流が生まれることにより、人間関係・居場所が広がること、そして部活動には無い種目や複数の活動が選択できることなどのメリットがあると考えています。

また、子どもたちを受け入れ、共に活動していただける地域にとっては、顔が見える関係性が広がり、若い世代を巻き込む・取り込むきっかけになり、将来の担い手の開拓につながるなど、よりよい生涯学習・生涯スポーツの環境整備につながると考えております。

スライド10を御覧ください。今後の課題についてです。令和5年度、本事業に取り組む中で、大きく分けて3つの課題が見えてきました。

まずは体制についてです。学校施設を含めて、活動場所をどのように確保するか、また、指導者・団体の質をどのように維持していくかという点の検討が必要になっております。続いて、情報については、地域の活動情報をどのように収集し、更新・発信していくか、効果効率的な方法を検討しております。啓発につきましては、部活動改革の意義を、生徒・保護者の皆様、地域の団体の皆様の双方に対してどのように浸透させていくか、関連所管と連携・調整をしながら進めてまいります。

最後に、部活動改革の推進に向けた今後の取組です。一点目は、学校部活動の再編の推進です。このために、各学校の部活動の再編計画及び再編状況をアンケート調査や学校訪問等で把握し、それに基づき指導・助言を行います。また、各学校の先進的な取組を「部活動改革通信」のような形で教職員や児童・生徒、保護者に発信していきます。二点目は、地域団体の多様な活動の拡充です。子どもや保護者が地域の活動を知り、より身近に安心して参加できるきっかけづくりとして、体験イベントの実施等を考えています。併せて、地域や団体、生徒や保護者の双方に向けたルールづくり、サポートの充実を検討していくほか、効果的なプロモーション活動により、一層効果的な周知・浸透を図ってまいります。説明は以上となります。

○真辺総合経営部長 ありがとうございます。それでは、教育長、取組の推進に向けた御意見はございますか。

○安間教育長 国が提唱し始めた部活動の地域移行は、最初は地域移行と言い切っていたものが地域連携となり、現在は「地域連携・地域移行」とトーンが下がってきていると感じているところです。現実問題として、地域に部活動の全てを移行することが不可能であるということを、国が分かかってきたところでの方向転換なのだと思います。この流れは、かつて、土曜日を休日にした際と構図が似ているように感じます。休日にしたものの、受け皿がなく、土曜授業を復活させるという流れがありました。あの時に一番辛かったのは、本市のある地域で、土曜日が休日になるならば、地域活動をしっかり行って土曜日に子どもたちを受け入れて活動しようとしていただいていたにも関わらず、国の方向転換により子どもたちが来られなくなり、できなかったことです。

地域連携・地域移行と言えば、そのようなサークルを立ち上げるための初期費用を補助する予算を東京都でも組んでくれるのですが、仮に立ち上がったとしてもそれをずっと運営していくことは到底できないわけで、先が見えてこないものになってしまいます。そのため、本市では、不登校のガイドラインと同様、国や東京都の動きを待たずに先にスタートさせようということで、「部活動改革」を合言葉に進めているところです。子どもたちの放課後の活動を生涯学習に結び付けて、子どもたちが生涯学習をしていく中で、さまざまなスポーツや芸術活動を行う中の一部分に中学校の時期があるのだ、という意味合いで本市では取り組んでいます。

スライド9にて、本市ホームページに掲載している内容を取り上げているところ

ですが、右上に記載されている団体は子どもの受け入れを了承していただいております。本市ではこれだけ多くの団体が受け皿となります。学校側としては、不登校対策の取組と同様に、学校外活動として認めるという作業が必要になると思います。本市でこれを全て担っているのは生涯学習スポーツ部です。全国の自治体の中でも、部活動改革の取組にここまで生涯学習スポーツの所管が関わってやっている自治体は他にはないのではないかと自負しております。

では、学校の今後の役割はどのようになるか、ということを整理していく必要があります。現実として、同調圧力、無言の圧力により、専門性がない、やりたくもない、という教員に無理にやらせていることで、今回の大問題が発生しているのだと思います。校長方に申し上げようと思っているのは、専門性もなく、やらされている教員のことを、自発的にやっているとは今後は口が裂けても言えないでしょう、ということです。自発的だと言い逃れしようとしても、〇〇中学校〇〇部として活動している以上、校長の管理下にあるものであり、突き詰めれば校長が職務命令で時間外労働をさせているものだというくらいのことまで言おうと思っています。

国では、4パーセントの教職調整額を今後、上げていくという議論がありますが、これは教員に余分な仕事をさせないために超勤4項目に限定しているものだと必死に言い出しています。それならば、それ以外の業務をさせることは違反になる、というくらいの覚悟で部活動改革は進めなければいけないという思いです。

一方で、本市では一生懸命に、言葉どおり自発的に、部活動をやってくれている教員がたくさんいます。気持ちの良い人たちなのです。そのことも痛いほど分かっているため、ある程度の段階が来たら、何かしらの形で処遇を良くしたいという思いもあります。具体的には、兼職兼業にして、土曜・日曜日にやったらそれなりの扱いをする手立てを今後ぜひ考えていきたいという思いを持ちながら、現在進めております。いずれにせよ、本日の議題のほとんど全てがそうですが、従来のイメージにとらわれずに新しい形を作っていくという意味でのスタートなのだろうと思っています。市長が就任されたタイミングで、新たな動きへのスタートを全力で切らせていただきたいと思います。以上です。

○真辺総合経営部長 ありがとうございます。それでは、市長、いかがでしょうか。

○初宿市長 ありがとうございます。心強いお言葉をいただきました。かつて東京都教育委員会にいた際に、チャレンジしてできなかったことの1つに教職調整額の4パーセント問題があります。東京都教育委員会としての意見であるか否かは別ですが、私は、4パーセントではなく、時間外労働として認め、働いた対価を支払うべきと考えておりました。当時、職員課長の立場だったかと思いますが、力不足でかないませんでした。それが心残りです。また、未だにその問題が続いていること自体に複雑な思いを抱いております。

部活動改革と言われるこの取組は、素晴らしい取組であると感じます。お話いただいた中で、想像を広げたことについてお話をしたいと思います。私立学校に訪問した時に、地域の町会・自治会の方々と共に学校内を見学する機会がありました。その際に驚いたのは、あるきっかけで私立学校の子どもたちが、町会・自治会の運動会を手伝うようになったということです。町会・自治会が、高齢化のため活動を続けられないという思いを持っていた時に手伝ってくれたため、続けようとの思いを持ち、それにより連携が深まっていったということでした。

部活動改革について生涯学習の視点からお話いただきましたが、地域のスポーツ・行事がこれからも続けられる可能性を秘める取組なのではないかと非常に期待をしております。素晴らしい取組をありがとうございます。以上です。

○真辺総合経営部長 ありがとうございました。本日予定された議題は以上となります。次回の総合教育会議は、令和6年10月30日（水）午後1時30分からを予定しております。

それでは、本日の総合教育会議は終了となります。本日はありがとうございました。

【午後3時00分閉会】